

2021年11月22日
(第二稿) 2021年11月26日

宿泊事業者・旅行事業者の皆様

宿泊商品等造成に関するご注意事項 (第二稿)

大阪いらっしやいキャンペーン 2021
事務局

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

標記の件、キャンペーン対象商品造成の際、下記にご留意の上、ご対応いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

1. 本キャンペーンの割引基準価格は、販売元が提供するポイントサービスや株主優待などを適用した後の金額が対象価格となります。

(例) 10,000 円の宿泊プラン

・ 宿泊代金	10,000 円	
・ 独自ポイント	-2,000 円	(販売元独自のポイントや株主優待など)
・ 割引適用前	8,000 円	(割引基準価格)
・ 割引額	-4,000 円	(いらっしやいキャンペーンによる割引)
・ 販売金額	4,000 円	(お客様への販売価格)

2. 不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法)、旅行業法などの法令、公序良俗に反しないもの

■景品表示法における総付景品は取引価額の 20%が限度とされています (土産等)。

(※取引価額が 1,000 円未満の場合は 200 円)

※なお、換金性のある金券等の特典は、当キャンペーンにおいては付与出来ません。

■景品表示法における取引価額は「お客様が実際に支払う金額」です。

割引適用前の金額ではありませんのでご注意ください。

(例) 10,000 円の宿泊プラン

・ 宿泊代金	10,000 円	
・ 割引額	-5,000 円	
・ 販売金額	5,000 円	→ 5,000 円に対しての 20% (1,000 円) が限度

■各種特典を付与した後、宿泊や旅行代金が「実質無料」や「ゼロ円」以下となる表現の商品設定は行わないでください。

3. 各種利用券付プランを設定する場合（セット販売プラン含む）

■当該利用店舗が、「クーポン加盟店舗」であり、付与する利用券が「旅行期間中のみ有効」、「換金性が無い場合」に制限出来る場合のみ設定可能とします。

■なお、「自店のみ」、「自店・他店共通」、「他店のみ」、いずれの場合においても、付与可能な上限額は、下記「差引き額」※を上回らないこととします（下記参照）。

（例）10,000 円の宿泊プラン

- ・ 宿泊代金 10,000 円
- ・ 割引額 -5,000 円
- ・ 付与クーポン-3,000 円
- ・ **差引き額 2,000 円※** → この額が利用券付与の限度

【認められるもの】

（例）宿泊料金 10,000 円		
宿泊割引：5,000 円	付与クーポン：3,000 円	<u>利用券等：最大 2,000 円</u>

（例）宿泊料金 3,000 円		
宿泊割引：1,500 円	付与クーポン：1,000 円	<u>利用券等：最大 500 円</u>

【認められないもの】

（例）宿泊料金 8,000 円		
宿泊割引：4,000 円	付与クーポン：3,000 円	利用券等：3,000 円

最大 1,000 円まで可

（例）宿泊料金 4,000 円		
宿泊割引：2,000 円	付与クーポン：1,500 円	利用券等：1,000 円

最大 500 円まで可

■各種特典を付与した後、宿泊や旅行代金が「実質無料」や「ゼロ円」以下となる表現の商品設定は行わないでください。

※詳細は消費者庁サイト内 FAQ をご参考下さい。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/faq/premium/

※クーポン加盟店舗一覧については、本キャンペーンサイトを参照ください

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/merchant/>

4. 「その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの」に関して、具体的なガイドラインは下記の通りです。

- ・観光を主たる目的としていないもの
- ・感染拡大防止の観点から問題があるもの
- ・商品に含まれるサービス内容が、宿泊料金を上回り、かつ社会通念上、適当であると認められないもの

5. 運用開始日

2021年11月28日（日）新規宿泊予約受付分からの運用を開始してください。

上記の留意事項、ガイドラインに反するプランの造成販売があった場合、キャンペーンの適用対象外となりますので、十分ご留意ください。

以上